

建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）

令和 7 年 4 月

京都市上下水道局

目 次

1 目的	1
2 適用の範囲	1
3 監督員の実施項目	1
(1) 施工計画書の受理	1
(2) 遠隔臨場による段階確認等の実施	1
4 検査員の実施項目	2
5 遠隔臨場の実施に係る評価について	2
6 留意事項等	2

1 目的

本要領（案）は、受注者が「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」（以下、「実施要領（案）」という。）に基づき、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の遠隔臨場の実施に当たり、監督・検査に必要とする事項を定めたものである。

2 適用の範囲

本要領（案）は、実施要領（案）に基づき遠隔臨場を実施する「段階確認」、「材料確認」及び「立会」に適用する。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

3 監督員の実施項目

遠隔臨場の機器を用いて「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を実施する場合の監督員の実施項目を以下に示す。

なお、監督員は、本要領及び実施要領（案）に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

（１）施工計画書の受理

監督員は、受注者から実施要領（案）の「4 監督・検査」のうち「（１）施工計画書」に基づき提出された施工計画書の内容及び添付資料を確認し、受理する。

（２）遠隔臨場による段階確認等の実施

ア 提出書類の確認・受理

監督員は、遠隔臨場の実施に当たり、受注者から提出される「段階確認書」、「材料確認書」及び「立会願」を確認し、受理する。

イ 遠隔臨場の実施

（ア）資機材の確認

監督員は、遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施に当たり、事前に受注者と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等の状況について確認を行う。

（イ）実施前の確認

監督員は、現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者から実施前に現場（臨場）周辺の状況の報告を求め、周辺の状況を把握したことを受注者に伝えること。

(ウ) 結果の確認

監督員は、遠隔臨場による段階確認等の結果を記録するに当たり、受注者に必要な情報を冒頭での読上げを求め、確認を行うこと。また、終了時には、確認箇所の内容の読上げを求め、実施結果の確認を行うこと。

4 検査員の実施項目

(1) 遠隔臨場の実施に係る書類検査

遠隔臨場の機器を用いて「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を実施した場合の検査員の実施項目を以下に示す。

ア 施工計画書の記載事項

検査員は、施工計画書について、実施要領（案）の「4 監督・検査」のうち「(1) 施工計画書」に示す事項の内容を確認する。

イ 段階確認等の実施状況の確認

検査員は、遠隔臨場の状況写真を確認する。

(2) 遠隔臨場による実地検査

遠隔臨場による実地検査については、技術監理室監理課監理検査担当との協議により実施できるものとする。

5 遠隔臨場の実施に係る評価について

遠隔臨場を実施し、効果が認められた場合には、工事成績評定の「創意工夫」において、1点の加点とすることができる。

6 留意事項等

遠隔臨場は実施要領（案）の「5 留意事項等」に従い実施すること。また、本要領に記載されていない事項については、技術監理室監理課監理検査担当と協議を行うこと。